## 地域再生計画

#### 1 地域再生計画の名称

垂井町まち・ひと・しごと創生推進計画

# 2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県不破郡垂井町

# 3 地域再生計画の区域

岐阜県不破郡垂井町の全域

# 4 地域再生計画の目標

本町の人口は、2000年の28,935人をピークに減少しており、住民基本台帳によると、2022年1月1日時点では26,547人まで落ち込んでいます。国立社会保障・人口問題研究所による人口推計に基づいた町の推計によると、現状のまま人口減少が続けば、2060年には人口が17,297人程度まで減少することが見込まれています。

また年齢3区分別の人口の推移をみると、2010年から2020年にかけて、年少人口は4,155人から3,272人、生産年齢人口は17,596人から14,765人に減少している一方、老年人口は6,753人から8,280人に増加しています。

自然動態についてみると、2009 年を境に死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、2020 年には▲179 人の自然減となっています。また、合計特殊出生率については、2019 年には 1.16 となっており、岐阜県の平均と比べて低くなっています。

社会動態についてみると、2008年以降、転入数が転出数を上回る社会減の状態が続いており、2020年には▲75人の社会減となっています。

このような人口減少と少子高齢化の進行は、地域における担い手不足や地域産業及び地域コミュニティの衰退などを併発し、また税収減による公共サービスの低下など、住民生活と町政に様々な影響を及ぼします。

そのため、子育て支援や産業の活性化による雇用の創出、移住・定住施策など

を推進し、すべての住民が住みやすいまちづくりを通じて、人口減少と少子高齢 化の打開に取り組みます。

本計画期間中、次の事項を基本目標として掲げ、これらの地方創生に向けた施策を推進していきます。

- ・基本目標1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- ・基本目標2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

# 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
	企業の新規誘致数 (累計)	1社	1社	
ア	従業員4人以上事業所の従 業者数県内順位(市町村)	13位	13位	基本目標1
	新規商業施設の誘致数(累 計)	0件	1件	
1	年間観光入込客数	153, 000 人	679, 000人	
71	垂井町のことを知っている 県外者の割合	町のことを知っている 20.7% 23.0%	本 <sup>本</sup> 口信。	
ウ	子育てに関する支援サービ スが充実していると感じて いる住民の割合	42.0%	54.0%	基本目標3
エ	住民・議会・行政がそれぞれの役割と責任に基づき協	53.0%	74.0%	基本目標4

	力してまちづくりに取り組			
	んでいると感じている住民			
	の割合			
	有効な土地利用が行われて			
	いると感じている住民の割	33.7%	41.0%	
	合			
	公共交通機関に満足してい	36.4%	43.5%	
	る住民の割合			
	汚水処理人口普及率	78.6%	81.0%	

#### 5 地域再生を図るために行う事業

# 5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

# 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府): 【A 2 0 0 7】
  - ① 事業の名称

垂井町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする事業
- イ 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる事業
- ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業

# ② 事業の内容

ア 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする事業

**工業・・・**雇用機会の拡大が図れるよう、成長性の高い企業の誘致や既存企業の支援を強化します。

商業・・・身近なところで生活に必要な物品が購入できるよう、既存事

業者の支援や魅力的な業種の起業支援を行います。

農業・・・安定的で持続可能な農業経営が行えるよう、農地を効率的に 活用します。

#### 【具体的な事業】

- ・企業誘致の推進
- ・イベント実施団体への助成
- ・新規就農者の支援 等

# イ 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる事業

**観光・・・**地域が潤うよう、地域住民の参画を得ながら観光資源を最大限活用し、交流を拡大します。

**タウンプロモーション・・**移住・定住や観光振興、企業誘致などが図れるよう、町内外に対し、様々な媒体を活用して町の魅力を積極的に発信・提供します。

#### 【具体的な事業】

- ・観光協会への支援事業
- ・移住・定住促進事業 等

## ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

人権・・・人種、信条、性別、社会的身分又は国籍などに関係なく誰も が暮らしやすいよう、人権意識の高揚を図ります。

**子育て・・・**安心して妊娠・出産でき、子どもの個性を大切にしながら、 親が喜びに満ちて子育てができるよう、妊娠前から子育てまでを包括的・ 継続的に支援できる体制を整えます。幼少期の頃から、子育てや家族の 大切さを学べるよう、次代を育みやすい環境づくりを目指します。

#### 【具体的な事業】

- 多文化共生事業
- ·給食費無償化事業 等

#### エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業

協働・・・住民・議会・行政がお互いの立場を尊重し、それぞれの役割 と責任に基づき、対等な立場で相互に協力してまちづくりに取り組める よう、まちづくり基本条例に基づいた自主・自律した協働のまちづくり を推進します。

**防災・減災・・・**いつ起こるか分からない災害に迅速に対応できるよう、 自助・共助・公助それぞれの対応力を強化します。

**生活安全・・・**住民が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、交通安全 対策や防犯対策を行います。

土地利用・・・計画的で秩序ある都市づくりが図られるよう、都市計画などの見直しの検討を行うとともに、新庁舎周辺や旧庁舎跡地などの拠点整備や地域特性に応じた土地利用を促進します。

道路・・・安全かつ快適に移動できるよう、幹線道路の整備促進や生活 道路の整備・維持管理を行うなど、効果的な道路網の形成を推進します。 地域公共交通・・・持続可能で利便性の高い移動手段が確保できるよう、 住民ニーズや利用状況にあった、地域間をつなぐ公共交通網を整備しま す。

**公園・・・**誰もが安心して利用できるよう、住民ニーズを反映した満足度の高い公園の整備を行います。

**空き家等対策・・・**安全・安心で良好な住環境を維持できるよう、空き 家や荒れ地などの適正な管理の促進と有効な利活用の推進を図るととも に、新たな住民が定住しやすい環境づくりを進めます。

下水道・・・快適な生活環境の確保と水環境の保全が図れるよう、汚水 処理施設の整備手法を再検討し、効率的に進めます。

環境・・・自然との調和を図るよう、環境に配慮した行動を促します。 限りある資源を有効に活用し、自然環境への負荷を減らすよう、廃棄物 の減量を図り、クリーンセンターのあり方の検討を進め、適正かつ計画 的に安定した廃棄物処理を行います。

高齢福祉・・・すべての高齢者がいつまでも健康で自立した生活が送れるよう、健康づくりや介護予防等を通じた地域づくりを進めるとともに、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを行います。

**健康・医療・・・**誰もが生涯にわたり心身ともに健康で暮らせるよう、 住民が実践する健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を図ります。 **学校教育・・・**生きる力を育むよう、知徳体の調和を大切にした園・学校づくりを行います。

**青少年育成・・・**青少年が健全に成長できるよう、家庭と地域が青少年 育成に関わり、見守り合うことができる体制を整備します。

生涯学習・・・生涯を通じて健康で活力のある暮らしができるよう、福祉・健康分野の取組と連携をしながら、民間事業者では担えない分野の 生涯学習環境の充実を図ります。

文化・・・後世に地域の文化が守り伝えられるよう、歴史資源の適正保存と有効活用を図るとともに、文化に親しめる環境づくりを行います。

#### 【具体的な事業】

- 提案型協働事業
- ・地域防災力の強化
- 歴史文化等継承事業 等
- ※ なお、詳細は第2期垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。
- ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI)) 4の【数値目標】に同じ。
- ④ 寄附の金額の目安

300,000 千円 (2021 年度~2024 年度累計)

⑤ 事業の評価の方法(PDCAサイクル)

毎年度7月に、3月末時点のKPIの達成状況を地方創生担当部署がとりまとめ、外部有識者による効果検証を行います。検証後は速やかに垂井町公式WEBサイト上で公表します。

#### ⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

#### 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで